

令和6年度東かがわ市国民健康保険運営協議会（第1回）議事録

招集年月日 令和6年8月20日

招集の場所 東かがわ市役所南棟2階第1会議室

開 会 令和6年8月20日 14時00分宣告

閉 会 令和6年8月20日 15時20分宣告

委員等	氏 名
出席委員	雲 財 英 喜
〃	平 尾 千恵子
〃	竹 本 朝 美
〃	橋 本 正 俊
〃	占 部 日出明
〃	堤 弘 行
〃	山 口 大 輔
〃	淀 紀 清
〃	長 尾 健 司
〃	小 島 昌 一
（＊12名の委員中、10名出席、2名欠席）	
職務のため会議に出席した者	
市民部長	小田 美香（市民部長）
事務局	廣瀬 和美（長寿保健課長）
〃	板坂 政治（税務課長）
〃	山本 学（税務課 諸税GL）
〃	石川 宜功（長寿保健課 保険・年金GL）

開 会	《開会宣言》 14時00分
事務局 廣瀬課長	ご案内の時間が参りましたので、ただいまから令和6年度第1回東かがわ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 初めに堤会長よりご挨拶を申し上げます。
堤会長	皆さんこんにちは。 本日は令和6年度第1回東かがわ市国民健康保険運営協議会のご案内を申し上げましたところ、お忙しいなか、お集りいただき誠にありがとうございます。 残暑が厳しく暑い日が続いております。先月ぐらいから、またコロナウィルス感染という言葉を私の近くでも聞きます。皆様にはコロナウィルス感染には気をつけていただきたいと思います。 本日は国民健康保険事業の令和5年度の会計決算報告、令和6年度の執行状況、条例改正等々ございます。 事務局の説明がございますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。 本日はご参加ありがとうございます。
事務局 廣瀬課長	ご報告させていただきます。 ただいまの出席員数は10名でございます。東かがわ市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、半数以上の出席を満たしておりますことをここにご報告させていただきます。 それでは、ただいまから議題に入りたいと思います。 運営協議会規則第5条の規定に基づき、会議の進行は堤会長にお願いしたいと思います。 それでは、議事の進行をよろしく願いいたします。
議 題	
第1号 議事録署名委員の指名について	ご指名ですので、早速ではございますが、議題第1号に移らせていただきます。 議事録署名委員の指名をさせていただきます。 被保険者を代表する委員の中から、平尾委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員の中から、占部委員のお二人にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
堤会長	《全員承認》 それでは、平尾委員、占部委員よろしく願いいたします。

第2号 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算報告について 堤会長 事務局 石川GL	続きまして、議題第2号、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算報告について事務局から説明をよろしくお願いいたします。 《事務局説明》長寿保健課より 令和5年度の決算額ですが、歳入合計は1ページ一番下の歳入合計欄 37億4,528万3,596円。歳出合計は2ページ一番下の歳出合計欄 35億3,778万262円となり、収支差引額で 2億750万3,334円の黒字となっております。 理由としましては、被保険者数の減少により、医療費が少なく抑えられたことと、前年度からの繰越金が1億9,300万円余りあったことによるもので、黒字分は令和6年度に繰越しております。 また、繰越金等を除く単年度収支で見たら 1,455万5,290円の黒字となっております。 令和4年度との比較では、歳入、歳出とも減額している科目が多く、被保険者数の減少による算定額の減少が大きな要因と考えられます。 つづきまして、3ページをご覧ください。 まず、1の一般状況には、国保世帯数と被保険者数の総数が記入してあります。 令和5年度末現在で、世帯数は（前年度比224世帯減）の3,917世帯、被保険者数は、（前年度比416人減の）5,746人となっており、全体としては減少傾向にありますが、65歳以上の前期高齢者の占める割合は約6割と高く、高齢化が進んでいる状況です。 次に2の保険給付費の状況ですが、こちらは保険診療にかかった費用の全体額を示したものです。 一般被保険者の1人あたり費用額は、前年度と比べて、概ね上昇傾向にあるのがわかります。 それでは、4ページをお願いします。 こちらは、先ほど2ページで説明させていただきました歳出のうち、②保険給付費以外の主な支出経費の内訳を記載しております。 ③の基金積立金について、令和5年度は取り崩しもなく、利息分の6万873円を積み立て、令和6年3月末の基金残高は、2億7,068万3,301円となっております。
---	--

事務局 板坂課長	以上で長寿保健課関係の説明を終わります。 引き続き、国民健康保険税の決算状況につきまして、税務課より説明いたします。 《事務局説明》税務課より 税務課関係についてご説明します。 1ページ歳入の①国民健康保険税、②使用料及び手数料と⑧諸収入、それと2ページ歳出の①総務費と⑧諸支出金について簡単にご説明いたします。 それでは、5ページをご覧ください。まず、歳入状況についてご説明します。①国民健康保険税について、一般被保険者の現年度分、過年度分、滞納繰越分と退職被保険者等の滞納繰越分の調定額と収入額を千円単位で示したものです。全体の合計は表下段のとおりで6億1,518万5千円の調定額に対し、5億4,216万4千円の決算額となりました。 次に②使用料及び手数料は、督促手数料24万円の収入で、⑧諸収入については、延滞金415万9千円の決算額となりました。 次の国民健康保険税の徴収実績について、調定額、収入額と収納率を各区分ごと表に示したものです。 収納率の現年度課税分計（表の右端下から3行目）は、前年度に比べて0.45ポイント増の95.83%、（その下）過年度分計は前年度に比べて7.12ポイント減の73.41%、また、（その下）滞納繰越分計については前年度に比べて0.90ポイント減の33.60%となりました。合計については、前年度に比べて0.16ポイント増の88.13%となりました。 以下、口座振替の状況と年金からの特別徴収の状況は掲載のとおりです。 次に6ページの歳出状況についてご説明します。 ①総務費のうち税務課関係分の支出額は412万4,572円で、そのうち需用費が消耗品費と印刷製本費で19万7,841円、役務費は通信運搬費と口座振替、コンビニ収納の手数料で82万4,131円、委託料は封入封緘機システム構築委託料で60万600円、また、負担金補助及び交付金は、大川広域行政組合に対して支払う運営費負担金で250万2千円となりました。 最後に⑧諸支出金の過年度更正等による還付金は、87万4,500円の支出額となりました。 以上、簡単ですが税務課関係の決算状況について説明を終わります。
-----------------	---

堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご質問等がございましたら よろしくをお願いします。
小島委員	前回収納率を95%目指してということで、95.83%目標 どおりいけたと思うのですが、その中で過年度分が、将来的に保 険料統一になった時に、回収できる見込みがあるのか、もう出来 なさそうだというのがあるのか、この過年度というものが、前年 度だけのものなのか、もう一つ前まであるものなのか、保険料の 平等性から言ったら、納めてもらって、医療費を支出するという のが、社会保険制度なので、そのあたり確認させてください。
事務局 板坂課長	ここで言う過年度は、滞納繰越分も込みの過年度でしょうか。 滞納分全てのでしょうか。
小島委員	全てです。 医療費は病院に行ったら、使うわけです。そしたら、請求が来 ます。保険料を納めていないのが過年度分、滞納分の意味ではな いのですか。
事務局 山本GL	過年度分と申しますのは、届出が遅く加入された場合等に遡っ て課税されるものでして、滞納繰越分とは別物になっておりま す。
小島委員	滞納分と言うのは、過去のものという認識でよろしいのでしょ うか。その回収が非常に悪いんじゃないかと思うのですが。収納 率が30%台と思うのですが。
事務局 板坂課長	極力、現年分を優先して納付いただいているので、滞納分を多 く入れたら、今度は、現年分を逆に入れる。両方一回に全てを納 めていただけたら良いのですが、なかなか難しい場合もあり、現 年分を優先的に納付していますので、滞納繰越分につきまして は、全て回収はなかなか難しいので、滞納繰越分と現年度分が滞 納だった場合、現年度分を優先して収納するようにしております。
小島委員	まず過去のを先に納付してもらって、新しいものは来年払 ってくださいとした方が良い。でないと、3年も4年も前のもの が残って、手数料とか延滞金が増えるので、逆のような気が します。

事務局 板坂課長	払われない理由はいろいろあると思います。税金は多く納付してもらおうのではなく、加入者の負担を軽くするには、過去のことを先に払ってもらおうようにしないと永遠に終わらないのではないのでしょうか。
小島委員	現年度すら納めるのが難しいなど、いろいろな人がいらっしやいますので、当然として、両方納めていただける人は回収しています。
事務局 板坂課長	それは納得しております。 滞納のほうは、滞納税がプラスアルファとして利息が掛かるでしょう。であれば、その人たちの利息がかさんでいくのは、その人たちが可哀想じゃないかと。今年度は来年度に払ってもらって、過去分を先に処理したほうが、過去の滞納分が無くなって、加入者が負担する利息も減っていくのではないかと思います。
事務局 板坂課長	滞納分で回収が困難なものは、大川広域に委託しまして、回収をお願いしております。そこで差押え等も行いながらなので、全てにおいて、当然、徴収したい志はあるのですが、個別の事情もあって、どうしてもなかなか難しい人については、まずは現年を優先的に。
小島委員	現年分の徴収を優先するのが正しいのですかね。
雲財委員	催告とか通告すれば、特定の行為があれば時効は伸びると思うのですが、滞納金と言うのは、催告とかで払ってくださいよとすれば、ずっといけるのでしょうか。何年までとかあるのでしょうか。
事務局 板坂課長	税なので期限があります。税法上なので、5年。料だとしたら2年とかいろいろある。当然、督促や催告を送ることによって、延長とかなったりするが、最終的には時効という形になる。
小島委員	それであれば、過去のは時効まで待って、時効にしてしまっって、無かったよ、という話になってしまいますよね。 時効があると言うのであれば、5年間黙って、我慢して、今年分だけ払うとなれば、過去の分は無くなるのでしょうか。 やっぱり、皆の平等性を言えるのであれば、過去分を先に納めてもらって、現年分は次に繰越すという方が、時効を迎える前に

	きちっと納めていただくというのが理論のような気がするのですが、東かがわ市は、時効分で減っていくというイメージに捉えられかねない。
堤会長	小島委員のおっしゃる通りだと思います。 昔から税務課の方ではそのようなやり方をされているのでしょうか。
事務局 板坂課長	基本的に税法上であるので、税務署にしろ、他の自治体にしろ、必ず時効で処分しているものはございます。
小島委員	時効ではなくて、滞納していたら、前の年から集めるというやり方ではないのですか。
事務局 板坂課長	基本的にはそうです。
小島委員	それでは、なぜそうしないのですか。
事務局 板坂課長	回収がどうしても困難なものについてです。
小島委員	現年分が払えるということは、過去の分も払えるということではないですか。
事務局 板坂課長	現年分を納めることで、今後滞納分にはもっていかないように。
小島委員	確かに、市としての収納率を上げるためにはそれで良いと思いますが、加入者のためには、国民健康保険制度は、憲法第25条の国民みな平等の社会保障制度なのです。国民が病気に罹るから保険料を納めようとして、ただ払えませんでした。ごめんなさい、過去の分を払いますと処理すべきだと思うのです。ちょっとその考え方はどうなんでしょうか。
山口委員	2つの考え方があって、普通に、おそらく滞納されている方が納税したいと言う時に過去分から払ってもらおうということは間違いないでしょうか。 それでは、先ほどから何度も言っていますが、なぜ全員がそれではないのでしょうか。 どんな方であっても今年だけ滞納していたらそれだけですが、それが2年続いたら、払いますと来たら、誰が来ても古い方から

事務局 板坂課長	払ってもら、という制度になっていないとおかしい。 課長のご回答だと、何かそれが違うように聞こえます。 きちんと整理していただければ納得できると思います。
山口委員	基本的には、当然、滞納分から優先的に納めていただきます。 どうしても回収できない部分については、ご理解いただきたい。 どうしても滞納できない人であったとしても支払いがあった場合は、過去の分からやるべきでしょう、と僕らは言っているわけなのです。例えば、5年間全部を払ってくださいとは言えないけど、1年分しか払えないとなれば、じゃあ、あなたは3年前が残っていますから、3年前の分からいきますね、となりますが、今の言い方は、基本はそうなのですが、徴収できない人はそうではないと。徴収できない人だろうが何だろうが過去の分があれば過去の分から払うべきではないでしょうか。なぜ、払えない人は過去のから納めずに今のから納めるのですか。理解できません。そこに何か特権があるのか、仕組みがあるのか、を教えてくださいたいというのが、小島委員さんの意見だと思うのです。 基本的にはと言うことは、基本的でないことも教えていただかなければいけないと思います。もう少し説明をいただきたいと思います。
事務局 板坂課長	滞納分については、大川広域に移管して、回収はお願いしております。現年分は現年分で、私どもで回収しております。
堤会長	現年分は市が回収して、滞納分は大川広域行政組合が回収に行くという。
事務局 板坂課長	全ての滞納分ではございません。自分たちで、回収できるものは、市で回収しております。困難なものについてお願いをしているわけです。
雲財委員	困難なものと言うのは、例えば、AとBという人がいて、この人5年、この人は、3年だけど、どっちかと言うと5年の人が通りやすいのでしょうか。3年の人は、少しややこしいなと思ったら、取りやすい人は残して、難しい人を大川広域にするのでしょうか。それとも何か基準があるのでしょうか。そのあたりは、税務課で適当にお任せしますと言えばできるのですか。

事務局 板坂課長	滞納者については、当然、督促、催告を送って、呼び出しをして、どうしても連絡がつかないものとか、あとは、分納の誓約をしております。分納のお約束をして、お約束を反故にされたとかどうしても難しいものについて、大川広域へお願いをしている状況です。なおかつ、どうしても回収できない部分については、資産も何もなく、差押えする物もない、仕事も当然辞められたとかで、個人において財産がないような方につきましては、最終的に欠損なり、例えば、生活保護になって何年にもなっており、何もない方もいらっしゃいますし、あと、破産されて、資産もなく、仕事もされていない人につきましても国保税としては、発生するのですが、回収が困難なもので、そのような状況になっている次第でございます。
山口委員	なかなか回収できない方については、こちらもご理解しました。どうしてもできないものが、大川広域へ行くことも解りました。 例えば、大川広域が回収できた場合は、時効にならないように古いところから納めるという形でしょうか。
事務局 板坂課長	お見込みのとおりです。
堤会長	お見込みのとおりでは、現年分からではないでしょう。
事務局 板坂課長	現年分については、大川広域へは移管しておりませんので。大川広域の分は、古いものから入れていきます。
山口委員	大川広域分は今の説明で理解できました。 現年分は、市で持っている。市で回収しようとしているものは、大川広域へ渡していない。そこは、きちんと整理されているということでお見込みのとおりかどうか。
事務局 板坂課長	そうです。
山口委員	もう一点です。例えば、介護保険であれば、2年遡って支払いが出来ますが、払えない場合、それは、時効で消えてしまいますが、その代わり、個人が、1割で本来出来るものが、3割とか、いったん全額払って、7割返ってくる償還払いとか、ペナルティと言いかたとしては、失礼なのですが、そういう負荷があります。 国保の場合はそういったものはあるのでしょうか。滞納金を払うことが出来なくなった場合、何のペナルティもないのでしょうか。

	か。それとも何らかの一定の困りごとがあるから、払ってくださいとなっているのでしょうか。
事務局 板坂課長	保険証の発行のことになりますので、内容的には長寿保健課からになります。
事務局 石川G L	国保の場合は、短期証の発行や、悪質な場合は、資格者証ということで。短期証の場合は、有効期限が2ヵ月ごとの保険証を発行しております。 それと、病院に行ったとき、通常であれば限度額認定証が発行出来て高額療養費なる前の基準額までに病院の窓口で払う制度があるのですが、そちらの方も利用ができない、といったペナルティ的なものがございます。
小島委員	最後にもう一つだけ。 どうしても回収できない人の溜まったお金は、結局、市の税金から賄われているという認識でよろしいでしょうか。 要するに、終わってしまって、払わなくてよい時効を迎える金額はどれぐらいあるのか。1年分で、何人で、どれぐらい。ここに表れてこない金額で、市の税金で賄ってるのかという話になってしまうので、賄うのなら、一般会計から予算を取って、そちらに補填されているのか、仕組みをご説明いただけたらと思います。
事務局 板坂課長	予算上、一般会計から国保会計へお金は動いておりません。 全て保険は保険で賄っている状況です。 あと、不納欠損の話ですが、5年度については、約300万余り、350万余りです。
小島委員	その300万は皆さんの集めた現年度の保険料で埋めているという話なのですか。
事務局 板坂課長	保険料関係での支出の部分になると思うので、全ての人が同じように病院を使っているのであれば、皆が皆かもわからないですし、使わない人がいたとすれば、その人の部分の支出は抑えるのではないかと思いますのですが、お金の出しどころについては、長寿保健課の方になります。
小島委員	ちょっと違うのではないですか。収納すべき金額300万あり

事務局 板坂課長	ますよね。ほんと収納していたら、計上されているのですが、入っていないので、計上されていないですね。では、３００万円はどこにいったのという話です。 要するに税務上、入ってくるべきお金がここに上乗せされていない。時効を迎えたら３００万円の価値というか、数字はどこに消えていくのですか、という質問です。 会計上において、予算額、調定額、収入額がございまして、調定額というのが、保険料全て入ってきた時の金額で、それを基に予算額をつけます。予算額はそれらの回収不能の金額も見込んだ金額で、その予算の下で出来る事業をするのが、財政上の考え方でございます。
小島委員	要するに予算ですから、収入金額の中にその３００万が含まれていて、誰かが払ったなかの３００万が実質として計上されて、３００万は時効を迎えたという話ですね。
事務局 板坂課長	先ほど申しましたように、調定額というのが、全体で回収できる課税する金額で、予算額というのは、回収不能を見込んだうえで、調定額よりも少ない金額を使えるだろう予算として計上しておりますので、それらも加味した予算において、運用していますので、実際のところは予算を基に行っているものです。
小島委員	調定額は解るので、要するに１００万円を集めなければならないのに９０万円の予算というのは解ります。 時効を迎える金額３００万円がその中に含まれているのですよね。最初は、予算の中に。要するに時効を迎えたから、３００万円は回収不能といって、どこかに消えるわけですね。支出はしているけど、収入はそこには含まれないということですね。 予算計上して、調定額が入ってきた金額でしょう。
事務局 板坂課長	いや調定額は、全ての課税の額です。予算が使える範囲のお金の額です。その部分で、もうそれらは予算に見込んで計上しています。
小島委員	実際に調定された額で入ってこない差額はどこにいつているのですか。要するに皆さんに納付書を送っているわけでしょう。調定額ということは。それだけ納めてくださいと納付書を送った額が調定額ですね。予算はあくまで払ってこない人たちの金額も勘案して国保が立てた予算ですね。その差額の金額はどこに

	いったんですか。
事務局 板坂課長	無いものとしての扱いにはなる。
小島委員	無いものではなくて、一人ひとりの保険料からしたら、払わなくてはいけないものが、消えていったら、皆さんの支払われた保険料から医療費を払っているのですから、払わなかった人が病院行った時の医療費は、皆さんが負担しているという話になるのでしょう。
事務局 板坂課長	滞納額は滞納繰越として予算額で入っているのです。
小島委員	そうではなくて、要するに時効を迎えた３００万円の話ね。
事務局 石川ＧＬ	長寿保健課の方が会計上の税務課の部分も合わせた予算をとっております。そこで小島委員さんのおっしゃっている３００万円の消えた、元々、本来であれば取れるというか、調定に上がっているものが、どこで賄っているかと言うと１ページ目をご覧ください。どうしても、この歳入の予算で賄うことになりますので、中では、⑥番の繰入金で言えば、決まっている法定の繰入金になりますので、どこでやり繰りしているのかと言うと⑦番の繰越金、前年度からの黒字分の方で賄っているというのが、全体で調整はしているのですが、そこで賄っているというのが基本かと思います。
小島委員	私が言ったとおり、全体の保険料の収入から払っているのでしょう。ただ、繰越金で賄うのか、一般会計で賄うのかは微妙なところですけど。
事務局 石川ＧＬ	本市の方は一般会計からの繰入は一切しておりませんので。この中でということ。
小島委員	していないということですね。 はい、ありがとうございました。
堤会長	他にありませんか。 はい、橋本委員。
橋本委員	結果的に滞納した人は、何の罪にもならないわけですか。

事務局 石川G L	例えば、交通違反するわな。10回督促が来たら、パトカーが来て逮捕される。全然、そういったこともない。 払わん得ということ、汚い言葉で言えば。5年間払わなければ、得ではないの。 ペナルティが無いわけではなくて、短期証といって短い2ヵ月だけのもの、重い場合は、資格者証で、病院に行って10割で払ってもらって、後から返金するという制度もございますので、きちんと運用しております。
堤会長	よろしいでしょうか。
雲財委員	被保険者としては、時効があるのであれば、やっぱり、3年前、2年前、去年、滞納しているのであれば、原則的には古い方から納めてもらった方が良いと思われる方が多いので、他に被保険者に説明できる理由があるのであれば今日でなくても考えていただいて、ただ、原則は、古い方から納付するのが良いのではないかと私は思うだけです。
事務局 板坂課長	古いものにつきましても大川広域に移管して、そちらは古い分を中心に集めていただいて、私どもは、現年や約束がきちんとできる方の回収を行っております。当然、お支払いされない方について、憤りを感じるのは同様に、しかも、その方が資産も何もない回収できない方も現実いらっしゃいますのも事実でございます、そこはなかなか難しいところです。
雲財委員	払ってくれた時には、古い方から納めてもらうのを原則としたら良いのではないですか。 やっぱり、古い方に充当した方が納得はされるのではないですかと言うこと。
事務局 板坂課長	古いものについて、全く集めずに現年だけを集めているわけではございません。そこだけご理解ください。
雲財委員	最初、前年度に充当するのが、ほとんどだと聞こえたのでそのあたり、やっぱり、原則は古い方からというのをお聞きしました。
事務局 板坂課長	滞納分につきましても今後とも徴収していきます。

堤会長	他にございませんか。 はい、小島委員。
小島委員	資格の確認というのは、国保さんはされているのですか。 納付されたら、資格者証の発行とかは。 要するに我々、被用者保険側で、マイナンバーになって、国保さんの資格喪失で出ていない人が何十人もいるのですよ。被用者保険に資格があるのに国保ずっと残っていたら、督促状が行っているのですよ。多分、資格があるから。だから、他の保険者に資格があるかどうかを確認しているのかどうか。国保さんの方の事務手続きを確認させてください。
事務局 石川G L	資格のデータの方がシステムから反映できるようになっておりますので、適宜、反映されるようになっているのと、厚生年金の方のデータというか、厚生年金に入っているということは、もう社保、第2号の被保険者となりますので、そこで、第1号というか、国保とか国民年金も絡みますが、その辺の勧奨をしたりして、毎日、担当の方が一覧表でチェックしておりますので、出来るだけ国保に入ったままで、こちらの方としても、国保税を払わなくてよいものを払ったり、滞納になる原因になりますので、適正に運用しております。
小島委員	マイナンバーで重複登録のデータが来るのです。国保に入ってもそのまま健保に入っていたよ、というデータが毎月送られてくるのですが、必ず国保さん抜けてない人が1ヵ月、2ヵ月のものが翌月になっても残っている。だから、国保さん本当にやっているのかなと、特に国保さんから転出された人が結構残っているのです。住民票異動された人に国保税がずっと課税されていないのかどうかどうかが、ずっと不安で。そのあたり、やはり国保さんの事務局側できちんと管理をお願いしたいなと。
事務局 石川G L	小島委員さんのおっしゃる転出の場合に抜けてない部分があるというお話があったのですが、転出の場合、まず、元いたところで転出の届を出して、次に入るところで、転入の手続きをしないと確定にならないので、どうしても確定にならないと、資格を消すことが出来ないので、タイムラグが発生する場合があるので、通常であれば、転出先で14日以内に届出して、多少遅れたとしても届出したものは、情報として入ってきますので、そこはきちんと運用しておりますので、そこで漏れているということは、あり得ないものと考えています。タイムラグで残ってしまう

	ものはあり得ると思います。
小島委員	12月2日で保険証が無くなって、マイナンバーカードになるから、1年間は暫定措置があるのですが、それ以降は届出しないとずっとマイナンバーカードが使えるわけなのです。そこで資格が残っているから。資格の確認は、被用者保険もそうですが、きちんとしていただきたいというお願いです。
事務局 石川GL	そこはきちんと出来るように頑張っていきたいと思います。
堤会長	他にありませんか。 ないようですので、議題第2号「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算報告について」の採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願い致します。 《全員挙手》 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議題第2号「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算報告について」については、承認されました。 ありがとうございました。 続きまして、議題第3号「令和6年度国民健康保険事業特別会計執行状況の報告について」の説明を事務局よりよろしくお願い致します。
事務局 石川GL	それでは、7ページをご覧ください。 歳入が7ページに歳出が次のページの8ページにありますが、ともに令和6年7月末現在での最新の執行状況を示しております。歳入済額につきましては、11億2,144万1,955円、歳出済額につきましては、7億1,369万2,841円となります。 当初予算額は前年度対比、8,240万6千円の減額で、執行状況は7月末で昨年並みで推移しております。 以上で、長寿保健課関係の説明を終わります。
事務局 板坂課長	税務課関係についてご説明します。7ページをご覧ください。 歳入の①国民健康保険税、②使用料及び手数料と⑦諸収入の予算現額、収入済額及び8ページ歳出の①総務費、うち税務課関係分予算現額377万7,000円、支出額130万843円と⑦

堤会長	諸支出金の予算現額、支出額については掲載のとおりです。 なお、執行状況については、ほぼ前年度並みで推移しております。以上、簡単ですが執行状況等について説明を終わります。 以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 ないようですので、続きまして、議題第4号「令和5年度特定健康診査・特定保健指導の結果について」の説明を事務局よりお願いします。
事務局 石川GL	9ページをご覧ください。 受診率は、令和5年度は、42.1%となり、令和4年度より1.2%減となっております。 速報値ではございますが、保険者別受診率では、香川県内17市町中、東かがわ市は10位でした。1位は昨年度から引き続き、まんのう町でした。 年代別受診率では、60歳代・70歳代の受診率は高いのですが、60歳未満の受診率が低く、今後も、受診勧奨等で、働きかけを行っていきたいと思っております。 以上で、議題第4号の説明を終わらせていただきます。
堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 はい、小島委員。
小島委員	資料の訂正をお願いしたいのですが、上の表の米印(※)の令和4年度実績数値でなくて、これは令和5年度だと思うのです。令和4年度は確定しているし、去年の資料をそのまま写されている。 令和5年度数値については、令和6年度5月末の速報値であって、これは1年ずれていると思います。
事務局 石川GL	米印(※)のところが、令和5年度数値は・・・というところですね。 令和5年度数値については、令和6年度5月末の速報値であって、令和6年11月の法定報告数値確定までに変動の可能性があります、と訂正のほうをお願いします。 私ここは、そのままで間違っております。
堤会長	小島委員ありがとうございました。

事務局 石川 G L	他に何かございませんか。 ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。議題第 5 号「東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」の説明を事務局よりお願いします。 A 4 判ヨコ書きの議題第 5 号の資料をごらんください。 こちらは、9 月議会にて上程する予定の条例改正案になります。 内容としましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年 1 2 月 2 日以降、現行の健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることから、条例で被保険者証に関する規定がある罰則の部分を国の改正案どおりに、削除するものです。 全国の自治体で条例案のとおりに改正する必要があるものになります。 以上で、議題第 5 号の説明を終わらせていただきます。
堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませんか。
小島委員	すいません。この資料の作り方で申し訳ないのですが、先ほど述べられた、改定の趣旨があるべきでないかと思います。要するに、マイナ保険証の移行に伴い、保険証の表記が、これから変わるので該当する部分があって、改正の正誤表があって、改定を提案するという形でないと、趣旨がないので、どこをどのように改定する目的があるのかな、というのが保険者の方にも解らないと思うので、資料の作り方で申し訳ないのですが、改定の趣旨を入れてもらえればもっとわかり易いと思いますので、出来ればお願いします。
事務局 石川 G L	小島委員さんのおっしゃるとおり、この資料の作り方は、条例改正案をそのまま載せて、今回の会で私の方にて、口頭で説明させていただいたら、ご理解いただければかなと思ひまして作ったのですが、そういった解りにくいというのは、今後の運営協議会のほうの資料作りに参考にさせていただきます。今後は、そういった形で作ります。 今回の改正につきましては、マイナ保険証が 1 2 月 2 日から運用ということで、今まで保険証を発行している分は、経過措置でなお従前の例で、使えるかたちなのですが、保険証を新たに発行

堤会長	するのがなくなる、発行しているものは、東かがわ市では、7年の7月末まで有効です。 そこは、市民の方でもお電話がかかってきて、対応することが多いので知っていただけたらと思います。 それと、長いのですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正になったので、国民健康保険法という条例の上位法が10万円以下の過料の規定がなくなり削除した形になりましたので、必ずそこは削除しなければならないものになっておりますので、よろしくお願いします。 ありがとうございました。他に何かご意見やご質問はございませんか。 ないようでございますので、議題第5号「東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」の採決を取りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願い致します。 《全員挙手》 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議題第5号「東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」は承認されました。 続きまして、議題第6号「葬祭費の支給額の改正（案）」についての説明を、事務局よりお願いします
事務局 石川GL	A4判ヨコ書きの議題第6号の資料をごらんください。 こちらは、葬祭費の条例の改正案でございまして、去年の8月の第1回の運営協議会でも協議いただいたと思いますが、葬祭費を5万円から3万円に改正する案となっております。 ただ、施行期日は、〇年として入れてない形としております。 ここは去年、審議していただきましたが、繰り越しとなっております。事務局案としましては、令和7年4月改正を考えております。 理由としましては、香川県市町広域化等連携会議では、令和6年度の4月から3万円にすることを決定しております。 ただ、香川県下の市町村へのアンケート調査で、令和6年4月1日から改正が、どうしても市民への説明が難しいということで、令和8年度末までに条例改正をして、令和9年4月1日から香川県下で3万円の支給にするように統一することが決定されております。

	今回、令和7年4月1日からの、5万円から3万円の施行でよろしいかどうかを審議していただけたらと思います。 なぜ、令和7年4月1日から急ぐのかと言うと、令和6年度以降の納付金を香川県が予算をとって算定しているのですが、単価は3万円で、令和6年4月1日からなっておりまして、引き下げていない場合の差額2万円については、市町が独自に財源を確保するようになっておりまして、保険料からそれを補っているため、実際には、もう香川県が考えている財政的などころでは、3万円で納付金の算定はしておりますので、差額の2万円分は、令和6年もう始まっていますが、市からの独自財源といいますか特別会計から出しているという状況になっていますので、令和9年からと言わずに令和7年4月1日から本来の統一の財政にしたいというところでございます。
堤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませんか。 はい、雲財委員。
雲財委員	前回、多分、なぜ3万円にするのかと、ここでも一言。黙っていたらおかしいと。確かにもらうほうですから、5万円から3万円になったとしても、ただでもらう方ですから、大きな声は出ないと思いますが、取りやすい方から、県もそうですが、なるべく出さないようにして、もっと他のことを考えていただきたいなあというのが気持ちです。
堤会長	雲財委員、答弁の回答は。
雲財委員	もういいです。
堤会長	他にご質問はございませんか。
小島委員	これは日にちまで決めるのですか。
事務局 石川GL	本日、日にちを決めていただきたいです。他の市でも運協の中で開始年月日を決めて、条例改正とか進んでおりますので。
堤会長	先ほどの説明どおりでございます。施行期日をこの協議会で決めて欲しいということですが、何年4月1日からいたしましょうか。来年の7年でよろしいでしょうか。

雲財委員	なるべく延ばしていただきたい。
小島委員	後期高齢者医療はもうなっているのですね。
事務局 石川 G L	はい。後期高齢の方は何年も前から 3 万円になっておりますので。被用者保険はちょっと置いておいて、国保とか後期で言えば市内の方は、統一で 3 万円にこの改正でなります。
堤会長	そしたら、令和 7 年 4 月 1 日からで良いと思う方の挙手をお願いします。
	《賛成多数》
堤会長	過半数以上でございますので、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からの施行としたいと思います。よろしくお願いします。
	他にご意見やご質問はございませんか。
	他に質問はないようでございますので、議題第 6 号「葬祭費の支給額の改正（案）」の採決を取りたいと思います。
	賛成の方の挙手をお願い致します。
	《賛成多数》
堤会長	賛成多数でございますので、議題第 6 号「葬祭費の支給額の改正（案）」は承認されました。
	続きまして、議題第 7 号「その他」の説明を事務局よりお願いします。
事務局 山本 G L	それでは、配布いたしました緑色の県が発行しました保険料水準の統一のリーフレットについて（事務局から）ご説明いたします。 将来に渡って持続可能な国民健康保険制度を維持するため、香川県では令和 18 年度を目標として同一所得・同一世帯構成であれば、県内どこの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる保険料水準の統一を目指すこととなりました。 まず表紙の「支え愛の国民健康保険へ」では、保険料水準の統

	一前と後のイメージを絵で表しております。 2ページをお開きください。香川県国民健康保険の現状については、被保険者数は年々減少しており、1人当たり医療費については全国平均に比べて約7万7,000円高くなっています。次に1人当たり所得は全国平均と比べて、約15万7,000円低くなっています。 次に1人当たり保険税は全国平均との比較及び令和5年度各市町の保険税率と統一後の保険税率のイメージを掲載しております。 次のページをご覧ください。 持続可能な県国保であるために財政の健全化、保健事業・医療費適正化、事務の効率化・共同事業化、収納率向上対策、保険税率の改定といった取り組むべき課題を保険者として周知して、被保険者と共有していかなければならないと考えております。 最後に裏面4ページをご覧ください。 令和6年度開始の「第2期国保運営方針」について、このリーフレットには掲載されていませんが、令和11年度までに市町の賦課割合を統一賦課割合（応能：応益＝50：50のうえに応益の均等割：平等割＝70：30）の計画を策定し、税率改定を行う必要がありますので、また今後、開催の第2回国保運営協議会より審議させていただく予定となっております。 以上、簡単ですが、保険料水準の統一についての説明を終わります。
堤会長	はい、ありがとうございました。 先ほどの説明で何かご意見やご質問がありましたらよろしくお願いします。
小島委員	私、県の方の国保の運営協議会委員にもなってまして、保険料統一、18年度になりますが、去年の段階で、高松市と観音寺市がまだ会計の赤字を抱えています。高松市が8億ぐらい、観音寺市が2億ぐらいで、これが解消されるのが多分、令和8年度、9年度ぐらいになると思います。借金を統一されたら、皆のお金で埋めてしまうので問題じゃないかと。赤字のところだけ得することになったらいけないので、早く解消してくださいというかたちで、県の方で令和8年度か9年度に解消するという事になっています。 その中の一つの条件で、私が県で質問した時に、一つは県部長がおっしゃったのが、医療供給体制も平等に、要するに病院にかかるのに保険料を納めているのだから、どこに行っても同じよう

	に病院にかかれるようにと話が出ていました。医療供給体制が東かがわ市は充実しているのかどうか。 もう一つは、この7月20何日かにかかりつけ医制度が国から方針が出されて、県が策定する話になっていますが、皆さん、かかりつけ医制度とは聞いたことはあると思いますが、それは何？というのがあると思うのです。私自身の母親も近くの病院に行ったら、あなたは来たことがないのに、うちは、かかりつけ医ではないと言われて、かかりつけ医制度って、何なの？とよくわからないという話になっています。 今後、国保、後期高齢において、被用者保険はあちこち転勤があるし、若いから、色々な病院に行くと思うのですが、国保、後期高齢になると、地域で医療にお世話になっていく、その後、介護になっていくのですが、保険料が統一されるのは良いと思うのですが、医療供給体制として、かかりつけ医から、何かあった時は、大きな病院にちゃんと紹介していただける体制が東かがわ市で出来つつあるのか、そういうのを国保さんで何か考えておられる、また周知していきたいと考えておられることが、あれば教えていただきたいと思います。
事務局 廣瀬課長	東讃地域の地域連携医療体制を考える会があります。 その中で、かかりつけ医も含めて、こちらの東讃地域の医療体制がどのようなになっているかというのをこれからにはなりますが、今年、モデル地域に策定されたこともありまして、県が中心になってやることにはなりますが、医療機関も大きな病院は東かがわ市では、少ないこともありますので考えていくようになっています。こちらの方でも何が出来るかと検討して参りたいと思っています。
小島委員	よろしくお願いします。
堤会長	以上で、予定議題はすべて終了しましたが、委員の皆様で何か国民健康保険全般などに関して、何でも構いません、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。 特にありませんか。ないようですので、最後に事務局より説明よろしくお願いします。
事務局 石川GL	事務局から議事録の署名についてですが、議事録が作成でき次第、堤会長、平尾委員様、占部委員様に連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それと、次の運営協議会の開催は、2月を予定しております。

堤会長	また、事前にご案内を1ヵ月前には差し上げるようになりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。 はい、よろしくお願いいたします。 皆様方の慎重なるご審議をいただきましてすべての審議が終了いたしました。 また、皆様方のご協力によりまして、議事が円滑に進行いたしましたこと、厚くお礼を申し上げます。 以上をもちまして、令和6年度第1回東かがわ市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。
------------	---